

### 3 地域指定一覧

(R2. 4. 1現在)

区分 市町名	地方拠点都市	過疎	準過疎	辺地	山振	離島	特定農山村	農村産業	中部圏	近畿圏	半島	リゾート
津市	○	○ 旧美杉村		7	○		○	○ 旧市町村	○△	△		
四日市市									○△	△		
伊勢市				2			○	○	○△	△	○	○
松阪市	○	○ 旧飯南町 旧飯高町		7	○		○	○	○△	△	○ 旧松阪市 旧飯南町 旧飯高町	
桑名市							○		◎			
鈴鹿市							○	○	○△	△		
名張市	○				○		○	○	△	○△		
尾鷲市		○		1			○	○			○	○
亀山市				2	○		○	○	○△	△		
鳥羽市		○		7	○	○	○	○	△	△	○	○
熊野市		○			○		○	○		△	○	○
いなべ市				8	○		○		○△	△		
志摩市			○ 旧大王町 旧浜島町	13		○	○	○	△	△	○	○
伊賀市	○			23	○		○	○	△	○△		
市計	4	5	1	70	8	2	13	11	12	12	6	5
木曽岬町									◎			
東員町									◎			
菰野町								○	△	△		
朝日町									◎			
川越町									◎			
多気町	○	○ 旧勢和村	13	○			○	○			○	
明和町	○							○	○		○	○
大台町		○		8	○		○	○		△	○	
玉城町								○			○	○
度会町				15	○		○	○			○	
大紀町		○		4	○		○	○			○	○
南伊勢町		○		9	○		○	○	△	△	○	○
紀北町		○			○		○	○			○	○
御浜町			○	4	○		○	○		△	○	○
紀宝町				3	○		○	○		△	○	○
町計	2	4	2	56	8	0	8	11	7	5	10	7
県計	6	9	3	126	16	2	21	22	19	17	16	12

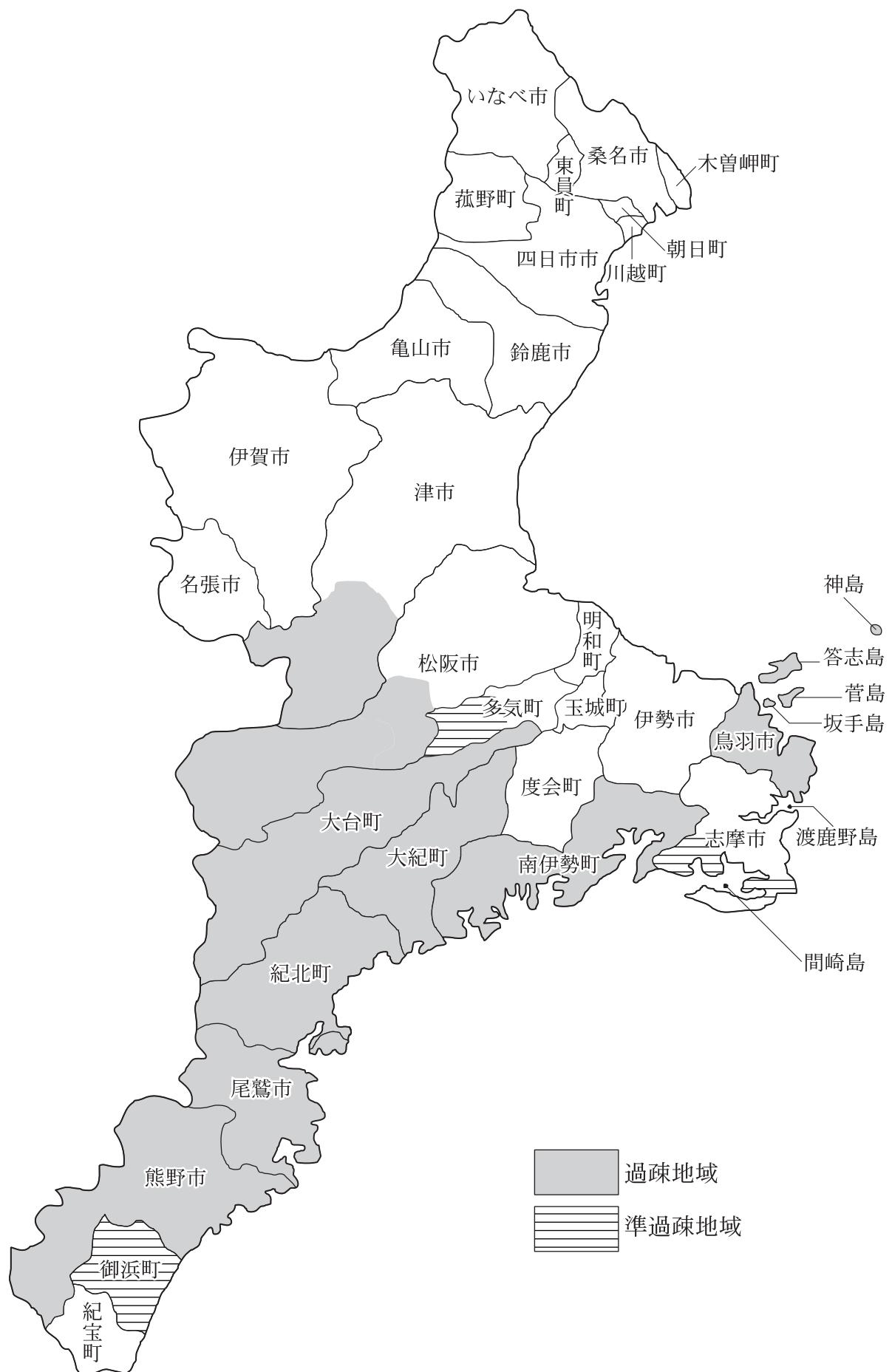
中部圏：○都市整備区域、○都市開発区域、△保全区域（下線の市町は行政区域の一部が区域指定に係るもの）

近畿圏：○都市開発区域、△保全区域（下線の市町は行政区域の一部が区域指定に係るもの）

## 地方拠点都市地域



過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)  
準過疎地域(三重県準過疎地域自立促進要綱)



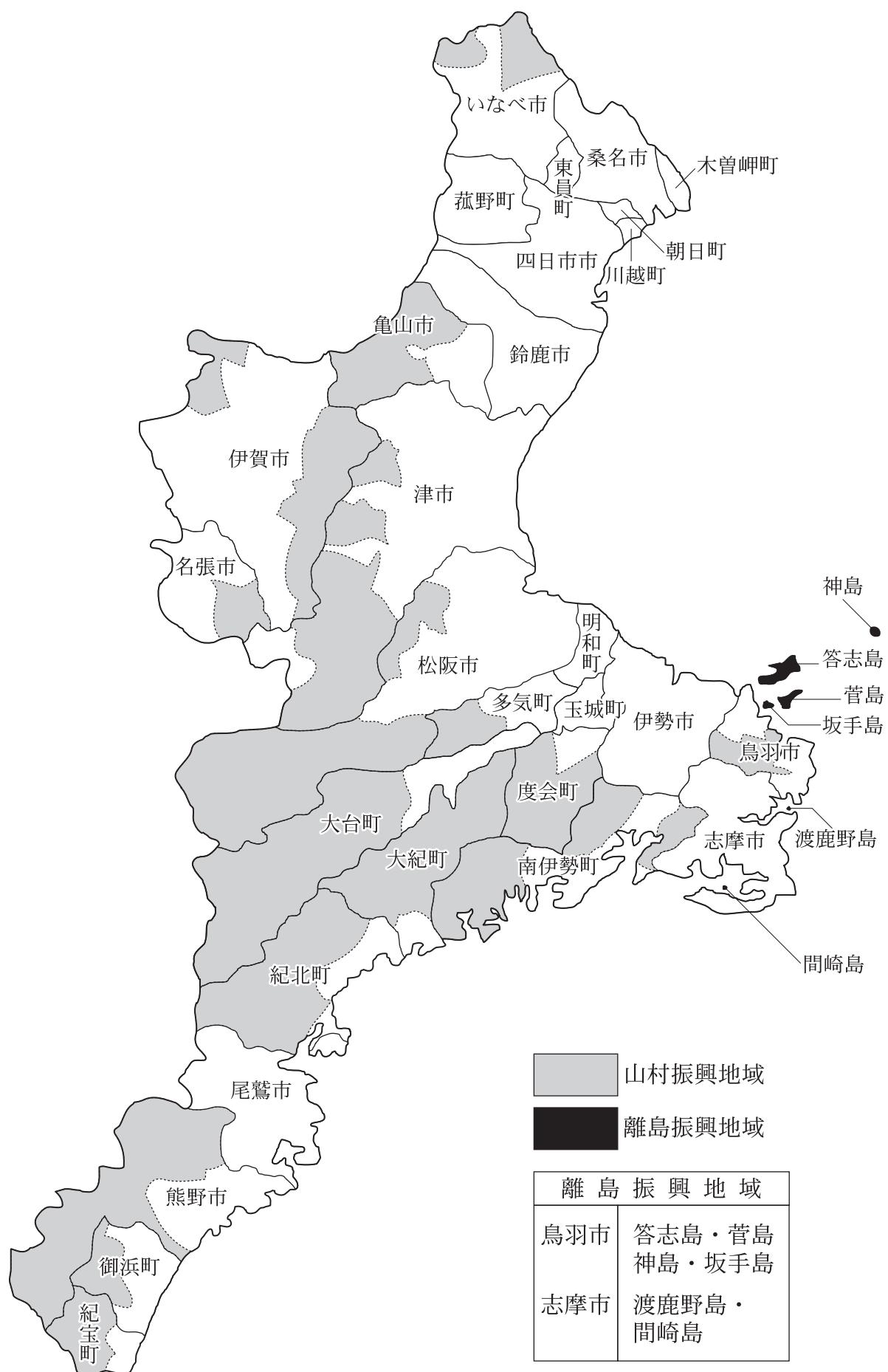
## 辺地所在市町

〔辺地に係る公共的施設の総合整備のための  
財政上の特別措置等に関する法律〕



## 山村振興地域(山村振興法「振興山村の指定」)

## 離島振興地域(離島振興法「指定地域」)



# 特定農山村

〔特定農山村地域における農林業等の活性化の  
ための基盤整備の促進に関する法律〕

